

平成29年2月1日

一般事業主行動計画（第4回）

子育て期の社員は少ないのですが、全社員にとって安定した家庭生活が仕事に対する活力や充実感を与え、そして家族の幸福に繋がる。孫や子ども、兄弟、親の為にそしてなにより自分の為に仕事をしてほしい。皆が幸福であることが会社にとってもプラスになることを感じてほしい。社員が働き易い企業になるための一環として次のような行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日

2. 内容

目標1： 年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

●平成29年4月～ 業務上、発注元の都合、天候、繁忙期等で休日出勤した場合、振替え休日を設けていても割増額込で支払う。そして振替休日は有給消化とする（本人了承の場合）

●平成29年4月～ 面談等で有給休暇を取得しても評価は下がらないし、疲れて不平不満が増すよりも、しっかり休みを取って気持ちよく働いてくれることの方が、会社にとってもメリットがあることを伝える。そして経営者、従業員間の信頼関係を築くことにより有休を取得し易くする

目標2： 子どものための看護休暇、育児や介護のための所定外労働の制限の実施を促進する

<対策>

●平成29年4月～ 面談、その他コミュニケーションにより、子どものための看護休暇を取得し易いよう働きかける

●平成29年4月～ 面談、その他コミュニケーションにより、育児や介護のための所定外労働の制限を周知し、申し易いよう働きかける